

よくある質問（申請編）

Q 1 建設業の許可申請区分において、般特新規と業種追加の違いを教えてください。

A 1 業種追加⇒一般（特定）建設業の許可を受けている者が、他の一般（特定）建設業の許可を申請する場合
般特新規⇒特定建設業者（又は一般建設業者）が初めて一般建設業（又は特定建設業）の許可を申請する場合

Q 2 一の業種で一般建設業と特定建設業の許可を取得することはできますか。

A 2 一の業種においては、一般建設業か特定建設業のどちらかしか許可できません。

よって、営業所が複数ある場合は、一方の営業所のある業種が一般建設業で、他方の営業所の当該業種が特定建設業ということはありません。

Q 3 建設業許可が必要となる営業所とはどのようなものでしょうか。

A 3 請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問いません。また、常時請負契約を締結する事務所でなくても（本店等）、請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

例えば、見積、入札及び請負契約の締結にかかる実態的な行為を行っているが、契約書等の名義は許可営業所にしているといった場合は、当該事務所は、実質的に建設業に係る営業に関与しているので、許可が必要な営業所となります。

よくある質問（申請編）

Q 4 身分証明書、登記されていないことの証明書、登記事項証明書は、前回提出時から間もないものでも、新たに取り寄せる必要がありますか？

A 4 発行日から3ヶ月以内であれば、証明書関係は有効としているので、新たに取り寄せる必要はありません。
前回提出時のコピーを提出する場合は、「前回の変更届に添付している」旨、メモ書きする等、分かるようにして下さい。

Q 5 許可換え新規と般特新規を同時に申請することはできますか。

A 5 許可換え新規のなかで処理しますので、別途般特新規の申請は必要ありません。

Q 6 建設業に関する執行役員等としての経験と、経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も経営管理責任者の5年以上の経験として扱ってもよいでしょうか。

A 6 問題ありません。
許可事務ガイドラインの【第7条関係】1（1）⑥イを参照願います。

よくある質問（申請編）

Q7 一般実務経験と指導監督的実務経験の期間は、重複していてもよいでしょうか。

A7 重複していても問題ありません。

一般実務経験の期間内に、指導監督的実務経験の期間があればよいことになります。

Q8 申請時に特定建設業の財産的要件を具備していたが、許可を受けた後に財産的要件を具備しなくなった場合、許可の取消となるのか。

A8 財産的要件を具備しなくなったからといって直ぐに許可取消になることはありません。ただし、財産的要件が具備されるまで、新たな許可を受けることはできません。

Q9 許可・認可の申請はいつまでにしなければならないでしょうか。

A9 標準処理期間は90日となっていますので、それを踏まえて申請することとなります。なお、更新申請は30日前までに提出願います。

よくある質問（申請編）

Q 1 0 「準ずる地位にある者」としての経験とはどのようなものをいうのでしょうか。

A 1 0 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として専任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

Q 1 1 住所の記載は、「登記されていないことの証明書」等の公的な書類と一致しなければなりませんか。

A 1 1 「住民票」「登記されていないことの証明書」等の公的書類と異なる場合は、住民票上の住所と居所を併記してください。

Q 1 2 主たる営業所と従たる営業所は同一フロアにあってもよいのでしょうか。

A 1 2 主たる営業所と従たる営業所が同一のフロアにあっても、法令等の要件を満たしていれば問題ありません。営業所専任技術者を設置し、営業所に掲げる標識も2つ設置すれば問題ありません。

よくある質問（申請編）

Q 1 3 常勤の「執行役員」は「常勤役員等」に該当するのでしょうか。

A 1 3 「役員等」には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が含まれており、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含みません。しかしながら、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含めるとされており、「常勤役員等」に該当する場合があります。

Q 1 4 実務経験で解体工事業の主任技術者又は一般の営業所専任技術者の資格要件とする場合、登録解体講習の受講は必要でしょうか。

A 1 4 登録解体講習の受講は不要となります。

Q 1 5 会社の代表者とは別に、建設業の代表者を別に定めた場合（例えば、代表取締役が会社の代表者で、専務取締役を建設業の取締役社長として定めた場合）、申請者は建設業の代表者とすべきなのでしょうか。

A 1 5 会社の代表者はあくまで、「代表取締役」なので、申請者も「代表取締役」になります。

よくある質問（申請編）

Q 1 6 A社とB社の代表取締役をしている場合、A社の経営管理責任者になることは可能でしょうか。

A 1 6 経営管理責任者の要件として、「常勤性」が求められていますので、代表取締役の兼任では、原則、常勤性を認めることは難しいところです。ただし、経営管理責任者になろうとする者が、A社では常勤の「代表取締役」、B社では非常勤としての「代表取締役」といったような場合なら、状況にもよりますが、A社の「経営管理責任者」になることも可能です。

Q 1 7 支店長（取締役ではない）としての経験は、経營業務の管理経験に入れることはできますか。

A 1 7 5年の経験があれば、経営管理責任者になることができます。ただし、支店長としての経験は5年の経験に算入できますが、役職が支店長のままでは、経営管理責任者になることはできませんので、常勤役員等としての立場が必要となります。

Q 1 8 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者における、「直接に補佐する」とはどのようなことをいうのでしょうか。

A 1 8 組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

なお、「直接に補佐する」者としての必要な経験は、申請会社での経験に限ることとなります。

よくある質問（申請編）

Q 19 業種追加と更新申請を併せて申請した場合、業種追加における許可日はいつになるのでしょうか。

A 19 業種追加と更新申請を併せて申請した場合の許可日については、審査期間を考慮し、従来の許可有効期間が6ヶ月以上残っている場合は、業種追加の許可日に更新を併せる（許可の一本化）ことが可能です。また、6ヶ月未満の場合は、業種追加の許可日を従来の許可の更新日に併せることとなります。

Q 20 建設業許可申請等において、押印が不要となったと聞いたのですが、どの書類の押印が不要となったのでしょうか

A 20 申請書や届出の各様式において、これまで押印が必要であった申請者や役員等による押印が不要となりました。各様式から「印」が削除されています。
※行政書士法施行規則第9条第2項による記名職印を不要とするものではありません。

よくある質問（一般編）

Q 1 地方自治体の議員と経營業務の管理責任者又は営業所専任技術者の兼務は可能でしょうか。

A 1 会期中は相当期間議会に拘束されることは明らかであり、また、会期外であっても議員としての様々な活動があること等を踏まえると、その職務に従事しているとは言い難く、兼務はできないものと解します。

なお、建設業許可事務ガイドラインでは、経営管理者については、「原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。」と明記されており、また、専任技術者においては、「その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。」と明記されています。

Q 2 国内で建設業の請負契約を締結し、施工を海外で行う場合、建設業法は適用されるのでしょうか。

A 2 施工を海外で行う場合は、施工にかかる部分は海外の現地法令や慣習等が適用されるため、請負契約の締結にかかる規定も含め、建設業法の適用外となります。

Q 3 出向社員を営業所の専任技術者に配置してもよいでしょうか。

A 3 「専任性」を認められるのであれば、出向社員であっても問題ありません。

この場合、出向契約書等により、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等を確認することになります。

よくある質問（一般編）

Q 4 発注者以外の別の第3者から材料を調達した場合、500万未満の判断はどのようになるのか。

A 4 発注者以外の別の第3者から調達した材料費を含めた額で判断することとなります。

発注者が材料を支給したときは、その市場価格を含めて、500万未満かどうか判断されるのが原則ですが、発注者以外の別の第3者から材料を調達したとしても、調達した材料費（市場価格）と施工費の合計額が500万以上であれば、建設業の許可が必要となります。

Q 5 令3条の使用人を現場の主任技術者に配置することはできますか。

A 5 令3条使用人は常勤性を求めているが、専任性までは求めていないことから、4000万未満の工事であれば、配置することは可能です。

許可事務ガイドラインでは、令3条の使用人は、休日を除き、毎日所定の時間中、その職務に従事していることが必要となっています。

Q 6 特定建設業の許可が必要な下請金額には、材料費を含めるのでしょうか。

A 6 材料費は含めません。施工費のみで金額で判断することとなります。

なお、許可が必要な請負金額には、材料費（市場価格）を含めて判断することとなります。

よくある質問（一般編）

Q7 「実務経験」とはどのような経験をいうのでしょうか。

A7 「実務経験」とは建設工事の施工に関する技術上の経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれません。建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めます。

Q8 「・・・点検」「・・・保守」は建設工事に該当するのでしょうか。

A8 点検、調査業務、資材購入、運搬業務等は建設工事には該当しません。ただし如何なる名義に関わらず、建設工事の完成を目的として締結する契約は建設工事の請負契約となります。件名で建設工事に該当するかしないか判断するものではなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されます。

Q9 建設工事の現場代理人は、主任技術者や監理技術者と兼務することができますか？

A9 当該建設工事において兼務することは可能です。なお、公共工事では、現場代理人は常駐が求められており、その職務が果たせることが前提となります。

よくある質問（一般編）

Q 1 0 経営管理責任者の「常勤」とはどのようなことをいうのでしょうか。

A 1 0 原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいいます。

Q 1 1 営業所専任技術者の「専任」とはどういうことでしょうか。

A 1 1 「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。なお必ずしも常駐しなければならないというものではありません。

Q 1 2 蛍光灯の取り替えであっても建設工事に該当しますか。

A 1 2 蛍光灯の取り替えは、特別な知識や経験を必要とせず一般的に誰でもできる行為だと考えられますので、これは工事ではありません。

よくある質問（一般編）

Q 1 3 プラントの機械据え付け工事で、機械への送電線の配線工事も内容に含まれていますが、機械器具設置工事業と電気工事業の両方の許可を有していないと請け負ってはいませんか。

A 1 3 プラント機械の機能を発揮させるために必要を生じた配線工事であり、配線工事だけが独立の使用目的に供されるものではないので、プラント機械設置工事の附帯工事であると考えられます。よって、機械器具設置工事の許可を受けていればよいことになります。

Q 1 4 どの業種に該当するかは、どうやって判断すればよいでしょうか。

A 1 4 告示等により定められた業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方から判断することになります。<https://www.mlit.go.jp/common/001209751.pdf>

実際の建設工事は、明確な単一業種だけの工事という例は少なく、複数業種からなる例が多いかと思われます。どの業種に該当するのかと電話問い合わせがあることも多いのですが、当局でもズバリと断定できない場合もあります。

請け負おうとする業種を判断するうえでは、表面的な注文内容で即判断するのではなく、必ず営業所の専任技術者等が発注者との十分な打合せなどに基づき、請け負おうとする工事の現場で要求される技術や経験は何であるか、必要とする資格はなにかなど、請け負おうとする現場の適正な施工監理とその契約履行を前提とした逆算的な業種判断をすることが重要です。

Q 1 5 1級施工管理技士補の資格で主任技術者になることは出来るでしょうか。

A 1 5 1級施工管理技士補の資格のみでは、主任技術者になることはできません。主任技術者となるには、1級施工管理技士又は2級施工管理技士の資格が必要となります。（建設業法施行規則第七条の三参照）
なお、監理技術者補佐になるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者でなければなりません。

よくある質問（一般編）

Q 1 6 専任が必要な工事の配置技術者の恒常的な雇用関係について、雇用期間の制限はあるのでしょうか。

A 1 6 公共工事においては、専任の技術者は入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係が必要となっています。

Q 1 7 監理技術者等の専任期間について、工場製作の期間は専任を必要としないことでよいのでしょうか。

A 1 7 工場製作期間中は、工事現場の専任は必要としませんが、製作作業の現場である工場の専任は必要となります。

Q 1 8 地中熱をとるために、ボーリングにより管を設置してデータを採取したいが、これは調査に該当するため、建設業許可は不要ということでしょうか。

A 1 8 建設工事に該当するかどうかは、調査という名称のみで判断するのではなく、実態として建設業の29業種に該当するかどうかで判断することとなります。
一般的なボーリング調査であるならば、建設工事に該当しないが、調査で設置した施設等が、引き続き使用される場合は、建設工事に該当する場合があります。

Q 1 9 現場調査、現場事務所の設置・敷材の搬入、仮設工事等の期間は、技術者の専任は必要でしょうか。

A 1 9 発注者と建設業者の間で、設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていれば、専任は必要ありません。

よくある質問（一般編）

Q20 建設業法上の解体工事業に区分される工事とはどのような工事をいうのですか。

A20 総合的な企画・調整・指導を伴わない工作物や建築物（戸建て等）の解体は解体工事業に分類されます。

許可事務ガイドラインによると、それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当します。

Q21 「建築一式工事」の許可のみを受けている事業者が、建物の新築工事を請け負った場合、その中に含まれる建具工事（500万円以上）に対して、別途建具工事業の許可が必要となるのでしょうか。

A21 建物の新築工事は、建築一式工事となりますが、これを元請として請け負う場合、その中に含まれる専門工事の許可は必要ありません。しかし、これらを実際に施工する場合は、それぞれの専門工事に主任技術者の資格を持った「専門技術者」を置くことが必要です。当該建具工事（税込500万円以上）を下請に出す場合は、当該下請業者は、建具工事の許可が必要となります。